

[事案 2023-149] 入院給付金等支払請求

・令和6年4月12日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始前発病を理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年10月にうつ病と診断され、同年12月から令和5年1月まで入院したため、令和4年8月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、責任開始前発病を理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 契約前にうつ病と診断されたことはなく、自分がうつ病との認識はないし、自覚もない。
妻に少し様子がおかしいから医者で診てもらった方がよい言われ、付き添われて医療機関で受診したところ、うつ病と診断された。
- (2) 健康診断で、昨夜は眠れない、最近不安感、憂鬱と自己申告したが、医師に診断されたものではない。
- (3) 医療機関での初診時、妻の先導で医師に今までの経過を伝えたが、自分自身は先生とほとんど会話がなく、自覚症状ではなく、他覚的な症状である。
- (4) 重要事項説明書は、ひとつずつ説明されておらず、説明義務が尽くされていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本約款には、責任開始日前に発病した疾病を原因として、入院給付金の支払事由に該当した場合には、①身体症状について、被保険者の認識・自覚がなかったことが明らかなこと、②医師の診察を受けたことがないこと、③健康診断において異常の指摘を受けたことがないこと、の要件を具備した場合に給付金を支払うとされているところ、申立人は、責任開始日前の健康診断における自覚症状で、「眠れない、不安感が強い、憂鬱」と述べており、①の要件を満たさない。
- (2) 「健康保険 傷病手当金 支給申請書」の「発病または負傷の年月日」が「令和3年10月頃」となっており、また「上記の期間中における『主たる症状及び経過』『治療内容、検査結果、療養指導』」には「令和3年10月頃より不安感、抑うつ気分が出現」とあり、責任開始日時点で自覚症状があったことを確認した。
- (3) 当社では、申立人自身が「約款」や「重要事項説明書」を申込画面上で確認・承諾する申込プロセスのため、募集人による重要事項の説明義務違反には当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。